

道路使用許可の申請に必要な添付書類

■ 過去に交付された許可証情報

※ 許可証のPDFデータ、または、許可証番号、許可年月日及び許可者を記載したワード文書(docx形式)

■ 道路使用の場所又は区間の付近の見取図

■ その他、警察署長が必要と認める書類を求めることがあります

※ 事前に申請先警察署にお問い合わせください

◆ 1号許可(工事、作業)

道路の幅員、歩行者通行路の幅員等道路の状況、工事・作業に伴う安全対策状況が判明する内容が盛り込まれた図面 等

(例) 道路上で車や人の通行を一部制限して行う工事・作業の場合

道路幅員、警備員や機材の配置、工事・作業区帯等が分かる図面 等

※ 引越し等、単に車両を駐車する荷下ろし等場合は、警察署にご確認ください

◆ 2号許可(工作物等の設置)

具体的な設置位置、道路幅員、設置時の地上高、設置する形状(寸法)等が確認できる図面(平面図、側面図等)

※ 道路上空部分に設置する場合も道路使用許可の申請が必要です

※ 道路占用許可が必要な場合がありますので、道路管理者にご確認ください

◆ 3号許可(祭礼等に伴う露店等の出店)

具体的な出店位置、道路幅員、設置する形状(寸法)等が確認できる図面(平面図、側面図等)

※ 道路占用許可が必要な場合がありますので、道路管理者にご確認ください

◆ 4号許可(福岡県公安委員会が定めた行為)

道路を使用する場所及び付近の道路の状況、使用範囲、使用状況、安全対策等、道路使用時の状況が具体的に疎明できるもの

(例) 道路でチラシを配布する場合

配布する人の位置、その付近の道路幅員、状況等が分かる図面

※ 交通規制を伴うイベント等は、

時間的余裕をもって、事前に管轄警察署にご相談下さい

道路使用許可の変更の届出に必要な添付書類

- ※ 本手続きは、現在お持ちの許可証の交付を受けた警察署において許可証に変更を加える必要があります
- ※ 事前に警察署にお問い合わせください

道路使用許可の再交付の申請に必要な添付書類

- 当該許可証
 - ※ 亡失、又は滅失した場合を除く
- 当該許可証の申請時に提出した書類
(道路使用許可申請書及び添付書類)
 - ※ 事前に警察署にお問い合わせください

注意事項

- 添付書類の容量により送信できない場合は、警察署の窓口へ直接提出、もしくは郵送をお願いします
 - ※ 郵送する際は、資料送付状(サイトから印刷)を同封してください
- 許可申請と再交付申請は、申請手数料が必要です
 - ※ 郵送による納付はできません
- お急ぎの方は、警察署の窓口で申請をお願いします
(窓口の受付時間 平日 9:00~16:00)



【お問い合わせ】

申請に関する問い合わせ(平日 9:00~17:45)

- 道路使用の場所を管轄する警察署の交通課
- 福岡県警察本部交通規制課 092-641-4141